

桜井市消防団弔慰内規

(主 旨)

第 1 条 本内規は、消防団員及びその家族で次に掲げる者が死亡し、葬儀執行の日時が確定し、消防団事務局に通知のあったものに限り儀礼をつくす目的を達成するため、次の要領により弔慰を表すものとする。

- (1) 本 人
- (2) 配偶者
- (3) 同居の父母（市内で別居の父母の場合は同居に準ずる）
- (4) 同居の子

(会葬等)

第 2 条 通夜、葬儀への参列については、次の区分による。

(団員本人を基準に 1 親等)

対 象 役員名	公務災害 (全団員)		機 動 部 (¥5,000)								機動部以外の部 (¥5,000)							
			本 人		配 偶 者		同 居 の 父 母		同 居 の 子		本 人		配 偶 者		同 居 の 父 母		同 居 の 子	
			通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀
団 長	○	○	○	○	○	○		○		○		○		○		○		
副団長	○	○	△	○	△	○		○		○		○						
分団長	○	○		○		○		○		○		△						
機動部 以外の 部長		○		注2								△		△				

注 1 ○印は参列

△印は担当副団長、所属分団長、当該部長のみ参列

注 2 団員本人の死亡にあつては、管轄分団内の部長が参列

(団本部関係)

対象 役員名	(団長・副団長 5,000)								女性部 (¥5,000)							
	本人		配偶者		同居の父母		同居の子		本人		配偶者		同居の父母		同居の子	
	通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀	通夜	葬儀
団長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
副団長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○
分団長		○		△		△		△								
機動部 以外の 部長																

注1 ○印は参列

△印は所属分団長参列

(弔慰金等)

第3条 弔慰を表すため次により弔慰金及び板柶一对を贈るものとする。

2 弔慰金については、次の場合に贈るものとする。

(1) 機動部に対する弔慰金

ア 公務災害、本人、配偶者、同居の父母及び子の場合については、桜井市消防団副団長、分団長として、15,000円。

イ 弔慰金の表記は「桜井市消防団副団長・分団長一同」とする。

(2) 機動部以外の部に対する弔慰金

ア 公務災害、本人の場合については、桜井市消防団副団長、分団長として、15,000円。

イ 弔慰金の表記は「桜井市消防団副団長・分団長一同」とする。

3 板柶については、板柶料として次の場合に贈るものとする。

(1) 機動部に対する板柶料

ア 公務災害、本人、配偶者、同居の父母及び同居の子死亡の場合。

イ 板柶は「桜井市消防団」と表記する。

ウ 板柶料は実費とする。

(2) 機動部以外の部に対する板柩料

- ア 本人、配偶者死亡時の場合。
- イ 板柩は「桜井市消防団」と表記する。
- ウ 板柩料は実費とする。

(3) その他

- ア 機動部にあっては、板柩を贈る場合、「桜井市消防団〇〇分団」と表記する。
- イ 機動部以外の部にあっては、板柩を贈る場合、「桜井市消防団〇〇分団〇〇部」と表記する。

(分団旗の会葬)

第4条 上記葬儀に際しては、当該分団（部）長が担当して分団旗を会葬させることができる。

(精 算)

第5条 弔慰金、板柩料は、年度2回（9月末、3月末）に精算し分団長会議において徴収するものとする。

2 弔慰金、板柩料の精算は各副団長、各分団長で割り当て精算とする。

(弔慰金の準備)

第6条 弔慰金、板柩料は、消防団事務局で一括立替準備する。ただし、機動部以外の部の葬祭料については該当分団長（部長）で準備するものとする。

(服装等)

第7条 通夜、葬儀への参列時の服装については、次の区分による。ただし気候等を勘案し、団長の決定に基づいて変更することは妨げない。

団 長	6月～9月 ※1	制夏服
副団長	10月～5月	冬制服
分団長		

※1 6月及び9月の服装にあっては、別に定める。

(その他)

第8条 本内規に定められた以外の団員の同居家族の葬儀に関して各所属分団(部)長の決定に基づいて各所属分団(部)員がこれに参列することは妨げない。

(協議)

第9条 この内規に定める外、特に必要ある場合は、団長、副団長、分団長で協議し決定するものとする。

附 則

本内規は、平成2年7月1日から施行する。

本内規は、平成17年5月13日から施行する。

本内規は、平成23年8月1日から施行する。

本内規は、平成26年4月1日から施行する